

千曲市新生児特別定額給付金の給付

市では、独自事業として、国の特別定額給付金の基準日の後に生まれたお子さんを対象に「新生児特別定額給付金」を給付します。

1 給付対象となるお子さん

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生から給付金の申請日まで引き続き千曲市に住民登録されているお子さん

※上記の期間に転入されたお子さん、申請日前に転出されたお子さんは対象外です。

2 給付対象者

出生日から申請日まで引き続き市に住民登録されており、対象となるお子さんと同居している父親または母親

※特別な事情があると認められる場合は、現に養育する人

※他市区町村で類似の給付金を受けていない、市税等の滞納がないこと

3 給付額

新生児1人につき10万円

4 申請方法

- ・給付対象者には、申請書類等をお送りしますので、以下(1)から(3)の書類を同封の返信用封筒にて返送してください。
- ・令和3年1月以降に生まれたお子さんの手続きについては、市役所窓口で住民登録時に申請をしていただきます。

(1)新生児特別定額給付金申請書兼請求書

(2)申請者の本人確認書類の写し(運転免許証など)

(3)申請者の通帳などの写し

5 申請期間

令和3年4月15日(木)まで

6 給付

申請書類受付後、審査を行い、ご指定の口座に振り込みます。

なお、事前に交付決定通知書を郵送いたします。

本件に関する問い合わせ先

千曲市次世代支援部 こども未来課 子育て支援係 (課長)小野智弘 (担当者)小野洋
電話(代表)026-273-1111(内線 1252) メールアドレス kodomo@city.chikuma.lg.jp